

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画は、これまで個別に策定されていた「志免町地域福祉計画・志免町地域福祉活動計画」「志免町高齢者保健福祉計画」「志免町障がい者プラン・志免町障がい福祉計画・志免町障がい児福祉計画」に加え、「志免町再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を一体のものとした計画です。第1期計画である「志免町再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」を除き、すでにそれぞれの計画に基本目標が掲げられていることから、今回の福祉総合計画の策定にあたり整合性を図る必要があります。

それぞれの計画の基本理念の根底に流れる「自分らしく」「住み慣れた地域で」という共通部分をくみ取ると同時に、上位計画である地域福祉計画の基本理念の趣旨を最大限活かした福祉総合計画に相応しい理念として、「お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆 ～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち～」を本計画の基本理念とすることとしました。

[志免町地域福祉計画・地域福祉活動計画]

お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆



基本理念

お互いさまと思いやりでつなぐ地域の絆

～住民がやさしく、ともに支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち～



だれもが健康で人にやさしく
住み慣れた地域で
安心して暮らし続けられるまち

[志免町高齢者保健福祉計画]

障がいがある人もない人も
ともに支え合い
安心して暮らし続けられるまち

[志免町障がい者プラン・志免町障がい(児)福祉計画]

3 基本目標

重点課題を解消し、基本理念の実現に向け、本計画は、「総合計画」であることから、各個別計画における横断的な3つの目標を掲げました。

具体的な支援や取組については、各個別計画に記載しています。

[基本目標1]

必要な支援につながる地域づくり

- ・ 属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、各関係機関につながります。

[基本目標2]

安心して暮らせる地域づくり

- ・ 地域社会からの孤立を防ぐよう、見守り活動等の事業を推進します。

[基本目標3]

参加が進む地域づくり

- ・ 様々な地域資源を活かし、交流の場の提供に努めます。

II かくろん 各論

第1章 第2次志免町地域福祉計画

(1) 必要な支援につながる地域づくり

1) わかりやすく身近につながる支援の充実

① 支援の情報をわかりやすく伝える

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報しめまち」やホームページ、パンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫をして、福祉に関する支援の情報を提供するよう努めます。 ● 民生委員・児童委員や福祉サービス事業所など、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。 → 民生委員・児童委員についてホームページや広報で周知を行いました。 ● 地域の組織や団体、保育・教育施設、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の浸透に努めます。 ● 福祉に関する支援の情報を提供する窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーション支援が行える体制を整えます。 → 手話通訳を2人体制にし、コミュニケーション支援の充実を図った。 ● 福祉に関する支援の情報を提供する窓口では、情報提供のみにとどまることなく、必要な支援の利用につながるよう十分に配慮します。 → 障がい者手帳取得者に対して、福祉の手引き（サービス案内）を作成しているが、必要な支援につながるよう内容の見直しを行った。 ● 福祉に関する支援の情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど個別に対応し、情報の提供に努めます。

該当課：まちの魅力推進課、福祉課、子育て支援課、学校教育課

2) 相談支援機能の充実

① 相談支援の専門性や利便性を向上させる

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代包括支援センターや地域包括支援センターなどを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。 ● 専門性の高い相談支援に対応するため、専門職の配置や専門的な福祉サービス事業所への業務委託などにより、相談支援体制の強化に努めます。 → 地域の障がい者（児）及び家族等を対象に、在宅介護等に関する相談に応じる相談支援事業を委託して実施しました。 ● 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行うなど、利便性の向上に努めます。 ● 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関の周知を図ります。 → 障がい者手帳の交付時に相談窓口を記載した福祉の手引きを配布しています。 → しめ広報で地域包括支援センターの周知を行いました。 ● 断らない相談支援の実現に向け、窓口のあり方について検討します。 → 障がい児の発達相談について必要な支援が受けられるよう他課と情報連携し、随時案内を行っています。

該当課：子育て支援課、健康課、福祉課

② 連携しながら相談支援をすすめる

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な課題を抱える子どもやその家族に応じた対応のため、要保護児童対策地域協議会などの機能充実を図ります。 ● 多様な課題を抱える障がいのある人やその家族に応じた対応のため、自立支援協議会などの機能充実を図ります。 → 障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりや地域生活を支援するため、生活圏を同じとする糟屋中南部6町で自立支援協議会を運営しています。

	<p>●各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑かつ多問題化している福祉課題の解決に努めます。</p> <p>●生活に困窮する人や世帯に対し、役場内での連携を図り、相談支援につながるよう努めます。</p> <p>●地域で活動している相談支援のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら、複雑かつ多問題化した福祉の課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく体制づくりをすすめます。</p> <p>→自立支援協議会において、相談支援部会を開催し、地域の相談支援体制の充実、相談支援専門員の資質向上を図り、地域課題の抽出を目的に活動している。</p>
--	--

該当課：子育て支援課、健康課、福祉課、学校教育課

(2) 安心して暮らせる地域づくり

1) 安心して暮らせる支援の充実

① 隣近所などでの身近な助け合いをすすめる

主 体	行 動 目 標
公助	●隣近所など地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

該当課：全課

② 地域での組織的な支援をすすめる

主 体	行 動 目 標
公助	<p>●町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員、福祉協力員などによる見守り活動の推進を支援します。</p> <p>→補助金の交付や、見守りの対象となる方の情報提供を行いました。</p> <p>●認知症高齢者等SOS ネットワークなど、行方不明者の情報をメールなどで知らせ、発見の協力を求める取組について、周知に努めます。</p> <p>→しめ広報と、志免町認知症ケアパスの中で認知症高齢者捜してメールの周知啓発を行いました。</p> <p>●ごみ出しや買い物、通院などの外出など、日常生活を送るために必要なことが十分にできずに困っている人や家族に</p>

	<p>対し、生活支援を行うための地域での支え合いの仕組みづくりに努めます。</p> <p>→町が委託している生活支援コーディネーターが地域での支え合いの仕組みづくりを検討している町内会の支援を行いました。</p>
--	--

該当課：福祉課

③ 福祉事業の充実を図る

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ●複雑かつ多問題化している福祉課題の改善に向け、関係者間で連携・協働することで福祉サービス提供の充実に努めます。 →複雑化する家庭問題について、関係機関と連携するため、随時ケース会議を行いました。 ●住民からの求めに対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービス提供の充実に努めます。 →自立支援協議会の事務局会議を毎月開催し、糟屋中南部6町と委託相談支援事業所で連携を図り、地域課題について取り組んでいます。 ●福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。 ●巡回バスの運用については、利用者の利便性を高めるための検討をすすめます。 ●福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。 ●福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。 →福祉サービス苦情解決相談窓口について、ホームページで周知を行っています。 ●成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。 →成年後見制度についての問い合わせがあった際に、パンフレットを交付するとともに、相談窓口を案内しています。

該当課：福祉課

2) いのちを守る支援の充実

① 虐待防止などのための支援を強化する

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校では、児童虐待の防止・早期発見のため、職員研修等を行い、気にかかることがあったときには、関係機関にすみやかに相談するなど、適切に対応します。 ● 虐待や配偶者などからの暴力に関する問題について、啓発活動を充実させ、対応する相談や連絡の窓口の周知と機能充実を図ります。 →啓発用のチラシやポスター、のぼりを常時掲示しました。 →虐待や配偶者などの暴力に関する問題についての相談窓口について、広報しめまち 11月号に關係課と合同で記事を掲載し、啓発を図りました。 ● 地域からの虐待に関する連絡に対し、すみやかに対応できる体制づくりに努めます。 ● 虐待の発生防止や対応などにかかわる役場内關係課や關係機関間での連携強化と虐待防止施策の協議などをするために設置する虐待等防止ネットワーク会議の充実を図ります。 →虐待防止ネットワーク会議を令和3年11月に開催し、關係各課と町内の關係機関で情報交換や連携強化を行いました。コロナ禍もあり、年1回の開催となりました。 ● 虐待の被害にあった高齢者や障がいのある人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。 →緊急時の宿泊場所の確保について、受入対応の体制整備を旨とし、自立支援協議会において短期入所事業所等と会議を行っています。 ● 虐待の被害にあった子どもや高齢者、障がいのある人などを保護した後、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。

該当課：まちの魅力推進課、子育て支援課、健康課、福祉課、学校教育課

② さいがいじ ひなん そな 災害時の避難に備える

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。 → NPO法人と協働事業で防災まちあるきや地域特有のハザードマップの作成など、自主防災組織の活動支援を行いました。 ● 住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。 → 広報誌や町のホームページで地震や水害などに関する記事を掲載し、災害に対する啓発を行いました。 ● 避難行動要支援者名簿の作成や活用などにかかわる取組についての理解と協力を求める取組をすすめます。 → 避難行動要支援者名簿の取り組みについて、地域支援者となり得る町内会や民生委員・児童委員に協力を求めました。 ● 災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練を行うとともに、食糧などの備蓄をすすめます。 → 町の備蓄基本計画に基づき、災害時に備えた食料や水などの備蓄品や感染症対策のための衛生用品等の補充・整備を行いました。 ● 災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、福祉施設が活用できるように、施設側との協議をすすめます。 → 福祉避難所に必要な物資の整備を行いました。

該当課：生活安全課、まちの魅力推進課、福祉課

(3) さんがすすむ地域づくり

1) まな 機会 の 充実

① じんけん ふくし のことについて まな 学ぶ

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。 ● 各課係などで開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会などについて、調整の機会を設け、それぞれを

	<p>関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症のある人もない人も参加できる認知症カフェを開催します。 <p>→ 認知症サポーター養成講座を受講したボランティアと地域包括支援センター職員と一緒にシーメイトでしめカフェ（認知症カフェ）を開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校では、児童生徒を対象に、人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ります。
--	--

該当課：福祉課、社会教育課、学校教育課

② 福祉の制度や支援の方法について学ぶ

主 体	行 動 目 標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園や小中学校などでは、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉や介護の制度やサービス、育児や子育てに対する不安の解消、介護や支援の方法などについての学ぶ機会をつくります。 ● 出前講座などを通して、福祉制度や支援方法などについて理解を深める取組をすすめます。 <p>→ 出前講座は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、受付を中止しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域や学校などにおいて、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。

該当課：総務課、子育て支援課、学校教育課、福祉課

2) 地域での参加機会の推進

① 気軽に参加できる交流の場を広めていく

主 体	行 動 目 標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で取り組む交流の場や機会の活動を支援します。 ● 障がいのある人同士や、家族介護者もしくは子育て中の家族の保護者などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。 ● 公共施設などのバリアフリー化について、今後も充実を図っていくとともに、新設の公共施設については、障がいのある人などの意見を取り入れながら整備をすすめ、交流の場や機会への参加の妨げの解消を図ります。

	<p>→^{ちようしゃ しんしようしゃやうちゆうしゃじよう}庁舎の身障者用駐^{りよう}車場において、利用がわかりやすいよう^{くかくせん とそう}に区画線を塗装しました。</p>
--	--

該当課：総務課、経営企画課、まちの魅力推進課、社会教育課、福祉課

② ^{ちいき かつどう ぎようじ さんか}地域の活動や行事を参加しやすくする

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ●^{ちいきかつどう にないて}地域活動の担^{ひと}い手となる人たちに向けた^{むけた}学習会や研修^{がくしゅうかい けんしゅう}などの充^{じゅうじつ}実を^{はかります}図ります。 ●^{ちいき ちようないかい おこなわれて}地域や町内会で行^{かつどう ぎようじ}われている活動や行事^{ひろくしようかい}について^{おこな}広く紹介^{おこな}します。 →^{かつどう ぎようじ ひろくしようかい}活動や行事を^{こうほう}広く紹介^{けいさい}するため、^{おこな}広報しめ^{おこな}まちに^{おこな}掲載^{おこな}を行いました。 ●^{ちようないかい かくしゅだんたい}町内会や各種^{かつどう しえん}団体^{しえん}などの活動^{しえん}を^{しえん}支援^{しえん}します。 →^{かつどう たい そうだん}活動^{じよせいきんじようほう}に対する^{じよせいきんじようほう}相談^{じよせいきんじようほう}について、^{じよせいきんじようほう}アドバイス^{じよせいきんじようほう}や助成金^{じよせいきんじようほう}情報^{じよせいきんじようほう}、イ^{じよせいきんじようほう}ベン^{じよせいきんじようほう}ト、ボ^{かくしゅじようほう}ランティア^{ていきよう}などの^{ていきよう}各種^{ていきよう}情報^{ていきよう}の^{ていきよう}提供^{ていきよう}を^{おこな}行^{おこな}いました。 ●^{ちいきかつどう きよてん}地域活動^{ちようないかい}の^{こうみんかん}拠点^{こうみんかん}となる^{こうみんかん}町内会^{こうみんかん}の^{こうみんかん}公民館^{こうみんかん}について、^かバ^かリア^かフ^かリ^か一^か化^かを^か含む^か改^か修^かの^か検^か討^かを^かす^かす^かめ^かす。 →^{かしよ かいしゅう おこない}1^{かしよ}箇所^{かいしゅう}の^{おこない}改^{おこない}修^{おこない}を^{おこない}行^{おこない}いました。

該当課：経営企画課、まちの魅力推進課、社会教育課、福祉課

3) ^{かつどう さんか}ボランティア活動を参加しやすくする

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ●^{ちようない かつどう}町内^{だんたい}で活動^{かつどうないよう}するボ^{さんか}ランティア^{さんか}団体^{さんか}や活動^{さんか}内容^{さんか}、参^{さんか}加^{さんか}者^{さんか}の^{こえ}声^{こえ}な^{こえ}ど^{こえ}について^{しゅうち}周知^{しゅうち}します。 →^{かつどうないよう こうほう}活動^{けいさい}内容^{おこない}について^{おこない}広報^{おこない}しめ^{おこない}まちに^{おこない}掲載^{おこない}を^{おこない}行^{おこない}いました。また、^{ほーむぺーじ}H^{しえんしつ}P^{じゅうみんかつどうだんたい}や^{しゅうかい}まち^{しゅうかい}づくり^{しゅうかい}支^{しゅうかい}援^{しゅうかい}室^{しゅうかい}にて^{しゅうかい}住^{しゅうかい}民^{しゅうかい}活^{しゅうかい}動^{しゅうかい}団^{しゅうかい}体^{しゅうかい}の^{しゅうかい}紹^{しゅうかい}介^{しゅうかい}を^{しゅうかい}お^{しゅうかい}こ^{しゅうかい}な^{しゅうかい}い^{しゅうかい}ま^{しゅうかい}し^{しゅうかい}た^{しゅうかい}。 ●^{かつどう はじ}ボ^{けいぞく}ランティア^{かんきよう}活^{かんきよう}動^{かんきよう}を^{かんきよう}始^{かんきよう}め^{かんきよう}や^{かんきよう}す^{かんきよう}い^{かんきよう}、^{かんきよう}また^{かんきよう}継^{かんきよう}続^{かんきよう}し^{かんきよう}や^{かんきよう}す^{かんきよう}い^{かんきよう}環^{かんきよう}境^{かんきよう}に^{かんきよう}な^{かんきよう}る^{かんきよう}よ^{かんきよう}う^{かんきよう}関^{かんきよう}係^{かんきよう}各^{かんきよう}課^{かんきよう}と^{かんきよう}さ^{かんきよう}ら^{かんきよう}な^{かんきよう}る^{かんきよう}連^{かんきよう}携^{かんきよう}を^{かんきよう}図^{かんきよう}り^{かんきよう}、^{かんきよう}関^{かんきよう}係^{かんきよう}機^{かんきよう}関^{かんきよう}と^{かんきよう}協^{かんきよう}働^{かんきよう}し^{かんきよう}な^{かんきよう}が^{かんきよう}ら^{かんきよう}支^{かんきよう}援^{かんきよう}を^{かんきよう}す^{かんきよう}す^{かんきよう}め^{かんきよう}す。 →^{こじん およびじゅうみんかつどうだんたい ちょうせい おこない}個^{かんけいきかん}人^{かんけいきかん}及^{かんけいきかん}び^{かんけいきかん}住^{かんけいきかん}民^{かんけいきかん}活^{かんけいきかん}動^{かんけいきかん}団^{かんけいきかん}体^{かんけいきかん}の^{かんけいきかん}調^{かんけいきかん}整^{かんけいきかん}を^{かんけいきかん}行^{かんけいきかん}い^{かんけいきかん}、^{かんけいきかん}関^{かんけいきかん}係^{かんけいきかん}機^{かんけいきかん}関^{かんけいきかん}と^{かんけいきかん}の^{かんけいきかん}連^{かんけいきかん}携^{かんけいきかん}を^{かんけいきかん}図^{かんけいきかん}り^{かんけいきかん}ま^{かんけいきかん}し^{かんけいきかん}た^{かんけいきかん}。 ●^{ほうじん}N^{きようどう}PO^{ちいき}法^{ちいき}人^{ちいき}やボ^{ちいき}ランティア^{ちいき}団^{ちいき}体^{ちいき}な^{ちいき}ど^{ちいき}協^{ちいき}働^{ちいき}し^{ちいき}な^{ちいき}が^{ちいき}ら^{ちいき}支^{ちいき}援^{ちいき}を^{ちいき}す^{ちいき}す^{ちいき}め^{ちいき}す。 ●^{ふくしかだい かいけつ むけた とりくみ}ボ^{かつどう}ランティア^{かつどう}活^{こうきようしせつ}動^{りよう}に^{はいりよ}活^{はいりよ}用^{はいりよ}で^{はいりよ}き^{はいりよ}る^{はいりよ}よ^{はいりよ}う^{はいりよ}公^{はいりよ}共^{はいりよ}施^{はいりよ}設^{はいりよ}の^{はいりよ}利^{はいりよ}用^{はいりよ}に^{はいりよ}配^{はいりよ}慮^{はいりよ}し^{はいりよ}ま^{はいりよ}す。

該当課：まちの魅力推進課、社会教育課、福祉課

3 すうちもくひょう 数値目標

(1) ひつよう しえん ちいき 必要な支援につながる地域づくり

【担当：志免町福祉課】

指標	令和3年度 実績	令和8年度 目標値
ちいきほうかつしえん そうだんけんすう 地域包括支援センター 相談件数 * 地域包括支援センター：高齢者の総合相談 窓口で高齢者の包括的な支援を行う機関	1,483 件	1,793 件
しょうがいしやざいたくかいごしえん 障害者在宅介護支援センターおよ びしょうがいじそうだんしえんじぎょうしょ そうだんけんすう び障害児相談支援事業所 相談件数 * 障害者在宅介護支援センター：在宅の障 がい者などの相談機関 * 障害児相談支援事業所：障がい児と発達 の気になる子どもの相談機関	1,236 件	2,000 件
ちいき こべつかいぎ さんか じつ 地域ケア個別会議に参加した実 かんけいきかんすう 関係機関数 * 地域ケア個別会議：何らかの課題を抱えた 高齢者に対する支援を検討する会議	11 機関	11 機関
しょうがいしや じ ちいきまじりつしえんきょうぎかい 障害者（児）地域自立支援協議会 けんしゅうかい さんか じつかんけいきかんすう 研修会に参加した実関係機関数 * 障害者（児）地域自立支援協議会：地域の障 がい福祉に関する協議を行うための協議会	34 機関	29 機関

【担当：志免町子育て支援課】

指標	令和3年度 実績	令和8年度 目標値
ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい こべつ 要保護児童対策地域協議会 の 個別 ケース会議の案件数 * 要保護児童対策地域協議会：何らかの課題 を抱えた児童や保護者、妊婦に対する適切 な保護・支援を図るための協議会	13 件	25 件

(2) あんしん く ちいき 安心して暮らせる地域づくり

【担当：志免町福祉課】

指標		令和3年度 実績	令和8年度 目標値
<small>にんちしょうこうれいしゃとう</small> 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業 <small>じぎょう</small> <small>とうろくしゃすう</small> 登録者数		30	53名
	<small>きょうりょくしゃすう</small> 協力者数 <small>にんちしょうこうれいしゃとう</small> * 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業: 事前に登録をした認知症の人が行方不明になったときに、協力者の方へ捜してメールを配信する事業	666	906名

【担当：志免町生活安全課】

指標	令和3年度 実績	令和8年度 目標値
<small>ぼうさい</small> 防災メールまもるくんの登録者数 <small>とうろくしゃすう</small> * 防災メールまもるくん：県内の防災気象情報や避難勧告、徘徊・行方不明者の情報などを登録者に配信するシステム	1,609名	2,500名

(3) さんか すすむちいき 参加が進む地域づくり

【担当：志免町福祉課】

指標	令和3年度 実績	令和8年度 目標値
<small>にんちしょう</small> 認知症カフェの設置数 <small>せっちすう</small> * 認知症カフェ：認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが気軽に集える居場所で、情報交換や相談などを行う場所	3箇所	4箇所

【担当：志免町子育て支援課】

指標	令和3年度 実績	令和8年度 目標値
<small>りりゆう</small> リリーの利用者数 <small>りりゆう</small> * リリーフ：志免町の中学生以上 18 歳未満の子どもなら誰でも利用できる居場所で、みんなが「安心して過ごせる・自分らしくいられる・自分の将来を見つける」場所	563名	750名

第3章 第8期志免町高齢者保健福祉計画

1) 高齢者の健康づくり

主 体	行動目標
公助	<p>●特定健診、各種がん検診等の周知に努めるとともに、受診率向上を図ります。また、各種健（検）診の実施後は、生活習慣病重症化予防のため、事後指導や情報提供の充実に努めます。</p> <p>→感染症対策に留意しながら特定健診・がん検診等を実施し、生活習慣病の重症化予防に努めた。</p> <p>●地域住民の健康状態やニーズを踏まえた健康に関する講座等を実施し、高齢者の心身の健康に対する意識の向上を目指します。</p> <p>→健康に関する出前講座や健康しめ 21推進イベントはコロナ禍で開催できなかったが、「90日間体重測定チャレンジ」を実施することで健康に対する意識向上の普及・啓発に努めた。</p> <p>●生活習慣病重症化予防や身体機能の維持・向上のために、歩いて通える公民館等で運動を気軽に続けられるような教室の開催等、仲間づくりや運動する場所を提供し、運動の習慣化を推進します。</p> <p>→公民館での教室開催はコロナ禍の影響で開催出来なかったが、シーメイトでのウォーキング教室を開催し、仲間づくりや、運動の習慣化の推進に努めた。</p> <p>●すべての高齢者を対象とし、地域において介護予防のための自主的な活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加できるよう、介護予防に関する知識の普及、啓発や地域での自主的な介護予防活動支援を行います。</p> <p>→公民館での教室開催はコロナ禍の影響で開催出来なかったが、町内会回覧や町民図書館でのフレイル予防の周知・啓発を行い、介護予防に対する意識の向上や取組の習慣化に努めた。</p> <p>●要介護状態になるおそれのある高齢者を把握し、要介護状態になることを予防するための事業等を実施します。</p> <p>→下記①④へ記載</p>

	<p>● 高齢者の実態を把握し、閉じこもり予防や介護予防の事業等を推進します。</p> <p>→ 下記①④へ記載</p> <p>● 心の健康づくりや自殺防止対策を推進します。</p> <p>→ 精神保健福祉士による対面および電話相談を設置し、随時相談を受けられる体制を継続した。また、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応ができる人を養成するゲートキーパー養成講座の実施や自殺対策強化月間（3月）にチラシの配布や町広報への掲載などを集中的に行うことで自殺防止対策の推進を図った。</p>
--	--

該当課：住民課、健康課、福祉課

① 介護予防事業対象者の把握事業

介護予防事業の対象者を把握し、要介護状態になることを予防するため、必要に応じて介護予防事業の参加につなげます。

【令和3年度の状況】

令和3年度に80歳になる人および健康状態が気になる人を訪問・電話し、基本チェックリストの実施等で生活状況の把握に努めました。

介護予防事業対象者に該当した人には、健康課で実施している介護予防事業の案内を行うとともに、自宅でできる介護予防法の紹介等を行いましたが、コロナ禍で地域活動の中止が続き、閉じこもり高齢者の支援がうまくいかない等がみられました。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 訪問及び郵送によるチェックリスト実施者数	人	385	550
イ 介護予防事業対象者該当者数	人	113	150

② 高齢者通所型介護予防事業

主に介護予防事業対象者と判定された方に対して、運動・口腔・栄養機能向上および認知症予防のためのプログラムを実施するため、町内の4つの医療機関に委託し、送迎付きの教室や体力測定を行い、評価しています。

【令和3年度の状況】

コロナ禍の影響及び教室実施場所が医療機関であることから、4教室すべての開催を中止し、事業を終了しました。

名称		単位	令和3年度	令和5年度
ア	教室実施数	回	0	132
イ	教室参加者数（実人数）	人	0	60

③ 高齢者予防接種事業

高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の感染・発病、重症化防止を目的に、粕屋医師会や福岡県医師会等と契約し、県内の医療機関でインフルエンザや肺炎球菌の予防接種を実施しています。

【令和3年度の状況】

高齢者のインフルエンザや肺炎球菌の感染・発病、重症化防止を目的に、粕屋医師会や福岡県医師会等と契約し、対象者に対し県内の医療機関でインフルエンザや肺炎球菌の予防接種を実施しました。

名称		単位	令和3年度	令和5年度
ア	広報掲載回数	回	4	4
イ	高齢者インフルエンザ対象者数	人	11,058	11,209
ウ	高齢者インフルエンザ予防接種率（接種者数／接種対象者数）	%	56.9	54
エ	高齢者肺炎球菌対象者数	人	2,261	2,410
オ	高齢者肺炎球菌予防接種率（接種者数／接種対象者数）	%	9.6	20

④ 高齢者地域生きがいづくり支援事業（うきうきルーム）

自宅から歩いて通える地域の公民館で、軽運動や脳トレーニングを通して、健康づくりや介護予防につなげることを目的とします。

【令和3年度の状況】

令和3年度は、公民館での開催をすべて中止し、保健センターのみ開催しました。教室参加時だけでなく、自宅でも介護予防に取り組めるよう、自宅で行える軽運動などの周知を行いました。

コロナ禍で人数制限を行っていたため、参加したい人全員に参加してもらえない状況がありました。

	名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア	うきうきルーム開催数	回	21	423
イ	うきうきルーム参加者数 (延べ)	人	201	6,345

⑤ 高齢者はり・きゅう施術費助成事業

65歳以上の方の健康と福祉の向上につなげることを目的とし、はり・きゅう院で健康保険適用外の施術を受けた際に補助金を支給する事業です。

【令和3年度の状況】

平成30年度より申請方法を個人申請のみとしたことで、適正な利用を徹底することができています。

個人申請のみに変更後、年々申請者が減少していますが、令和3年度は昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響もあり、申請件数が減少しました。

	名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア	支給決定回数	回	681	1,250
イ	利用者数	人	65	95

2) 認知症に対する取組

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症についてあらゆる機会を通じて周知することに努めます。 → 認知症をテーマにした映画のオンライン上映会、しめ広報に認知症特集記事を掲載しました。また、志免町認知症ケアパスを改定し、全戸配布を行いました。 ● 認知症初期集中支援チーム等により、早期段階から適切なサービスにつながるよう支援します。 → 認知症初期集中支援チーム員に新たな職種のチーム員を増員し、多職種での支援の充実を図りました。 ● 認知症に対する地域住民の理解を深めるため、講演会や認知症サポーター養成講座の開催、出前講座等により啓発します。 → 認知症をテーマにした映画のオンライン上映会を行いました。 ● 認知症サポーターを実践の活動につなぐなど、認知症の方やその家族を地域で支援する体制を構築します。 ● 認知症の方も参加できる認知症カフェ等の「つどい場」の充実を支援し、認知症高齢者を介護している家族が同じ境遇の人や地域の人と交流することで負担感の軽減につなげます。 ● 徘徊高齢者の搜索を円滑に行い早期発見につなげるよう、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク（徘徊高齢者探してメール）の活用を図ります。 ● 町民向けの講演会や成年後見制度に関する勉強会等、あらゆる機会を通じて認知症高齢者に対する権利擁護の啓発に努めるとともに、成年後見制度等の理解と普及に努めます。

該当課：福祉課

① 認知症サポーター養成事業

認知症になってもすみ慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症に対する理解をひろ、みまも支援のネットワークを構築しています。認知症サポーター養成講座、認知症キャラバン・メイト及び認知症サポーターのスキルを向上させるための研修会等を開催しています。

【令和3年度の状況】

認知症サポーター養成講座を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症のまん延が急激に拡大したため中止とし、開催することができませんでした。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 認知症サポーター年度別延べ養成人数：地域	人	0	300
イ 講座回数	回	0	5
ウ 志免町キャラバン・メイト連絡会議	回	0	2

② 認知症高齢者等支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の早期発見・早期診断、容態に応じた適時・適切な医療・介護につなげる支援を行うとともに、地域住民及び認知症支援関係者とともに、見守り支援や居場所づくり活動に取り組めます。

【令和3年度の状況】

認知症について幅広い世代の方に関心をもってもらうための周知啓発として認知症をテーマにした映画の上映会をオンラインで開催し、9月の世界アルツハイマー月間に合わせてしめ広報で認知症特集を掲載し、認知症高齢者捜してメールの登録周知を行いました。

また、認知症になった時の受診先やサービスを掲載したパンフレット「志免町認知症ケアパス」を改定し、住民へ全戸配布、町内の医療機関・介護事業所へはケアパスの配布とともに認知症高齢者捜してメールの登録周知を行いました。

さらに、認知症初期集中支援チームに新たな職種のチーム員を増員し、認知症の相談に多職種で支援できるようにしました。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 認知症初期集中支援チーム検討委員会開催回数	回	2	2
イ 認知症初期集中支援チーム活動延べ件数	件	16	35
ウ 認知症高齢者 SOS 登録数	人	30	35

③ 高齢者成年後見制度利用支援事業

身寄りのない判断能力が低下した高齢者等の権利や財産を守るために、成年後見制度の利用を支援します。

【令和3年度の状況】

身寄りがいないなどの理由により、成年後見制度の申立が出来ない高齢者の権利擁護のため、令和3年度は1件の町長申立を行いました。制度の普及啓発のための講演会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できませんでした。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 成年後見制度の町長申立件数	件	1	1
イ 成年後見制度の町長申立相談件数	件	3	3
ウ 成年後見制度講演会	回	0	1

3) 穏やかで安らぎのあるまちづくり

主体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者一人ひとりの状況に応じたサービスの提供に努めます。 ● 福祉サービスの周知に努め、普及を図ります。 → 広報とホームページで在宅サービスの周知を行いました。 ● 高齢者や認知症等のある人に対する虐待や、配偶者等からの暴力に関する問題について、広報啓発活動の充実を図ります。 ● 地域からの虐待や配偶者等からの暴力に関する連絡に対し、速やかに対応できる体制づくりに努めます。 → 夜間休日に対応できるよう職員の連絡体制を整えました。 (状況に応じて関係機関と連携を行います)

該当課：まちの魅力推進課、福祉課

① 高齢者在宅相談事業

おおむね65歳以上の高齢者及びその家族等に対し、介護保険サービス、高齢者サービス等の総合的な相談に応じ、適切な支援が受けられるように、地域や関係機関（医療機関、介護保険事業所、保健福祉事務所、役場内の他の部署等）との連絡調整及び相談助言を行います。

【令和3年度の状況】

新型コロナウイルス感染症まん延による緊急事態宣言下で来所相談や訪問を控える方が多く、相談件数は減少しました。

しかし、相談内容は多様化・複雑化しており、一度の相談では対応できず、様々な関係機関と連携を要するケースが増加しています。

	名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア	年間実相談者数	人	715	1,570
イ	年間延べ相談件数	件	1,483	1,740

② 高齢者地域ネットワーク事業

高齢者が最期まで住み慣れた地域で暮らせるよう、地域や関係機関との連携を図り、ネットワークづくりや介護支援専門員の支援等を行います。

【令和3年度の状況】

地域ケア個別会議は、新型コロナウイルス感染症のまん延が急激に拡大したため、予定していた回数は開催できませんでしたが、過去に検討した事例の再評価を行い会議の効果を検証することができました。

多職種連携研修会については、対象者が医療職・介護職であるため、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためオンラインで開催しました。

在宅医療介護の連携が市町を越えて図れるように、糟屋地区1市7町で粕屋医師会に在宅医療・介護連携推進事業の業務委託を継続し、在宅医療に関する住民講座や専門職向けの研修や会議を行いました。

	名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア	地域ケア会議開催回数	回	5	8
イ	地域の介護支援専門員の相談件数	件	117	331
ウ	予防給付の委託担当者会議出席回数	回	106	301
エ	多職種連携研修会開催回数	回	2	3

③ 高齢者外出支援サービス事業

外出困難なおおむね65歳以上で要介護1～5の認定者の方を対象に、外出の援助及び介護者の負担軽減を図るため、病院や公的施設を利用する場合にリフト車を運行して送迎を行う在宅サービスです。

【令和3年度の状況】

令和3年度は通院などの移動に困り、ご家族から「何か移動支援はないか」という問い合わせが度々ありました。今後も在宅で生活する要介護認定者が増え、需要の増加が見込まれます。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 登録者数	人	88	90
イ 実利用者数	人	30	55

④ 在宅高齢者紙おむつ給付事業

在宅介護者に対する介護負担軽減を目的として、紙おむつが常時必要な方に紙おむつの配達（現物給付）を行うサービスです。

【令和3年度の状況】

要介護3以上などの要件を満たす方に対し、ひと月5,000円を上限に紙おむつの給付を行いました。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 紙おむつ給付事業決定者数	人	68	75

⑤ 高齢者等住宅改造費助成事業

在宅で生活している要介護認定者が自立した日常生活を過ごすため、住宅改修を行う場合にその改修費の一部を助成します。

【令和3年度の状況】

令和3年度は申請がありませんでした。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 支給決定数	件	0	2

⑥ 高齢者食の自立支援サービス事業

介護保険認定や障害者手帳をお持ちの方で、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等支援が必要な方を対象に、安否確認を目的としてお弁当の配達を行う事業です。

【令和3年度の状況】

見守り安否確認が必要な要件を満たす方に対し、1食250円を限度に補助を行いました。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 配食受給（決定）者数	人	73	70
イ 申請者数（各年度末現在）	人	76	72

⑦ 高齢者緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報装置を設置するサービスです。緊急事態発生時、協力員（近隣の住民等）への訪問依頼、救急車の要請、家族への連絡等、迅速な救助活動を行います。

また、月に1回利用者に委託業者から電話連絡による安否確認を行います。

【令和3年度の状況】

対象となる方の申請の受付を行いました。新型コロナウイルス感染症により、在宅生活が不安であるため申請したいという相談が増えています。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 登録件数（年度末現在）	件	45	50
イ 利用者が緊急通報した件数	件	8	20
ウ 利用者が相談・連絡した件数	件	146	200

⑧ 高齢者虐待防止対策事業

高齢者等の虐待を防止するため、地域包括支援センターや関係課、関係機関等と連携し、地域での見守り体制の充実・強化を推進し、虐待の防止、早期発見の取組を行っています。

【令和3年度の状況】

通報や相談があった際に、聞き取りや訪問等により虐待状況の確認・判定を実施しました。

名称	単位	令和3年度
ア 通報・相談受付件数	件	10

(2) 安心して暮らせる地域づくり

1) 地域での支え合い

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ●町内会やシニアクラブ、民生委員・児童委員や福祉推進委員、福祉協力員等によるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯等、支援が必要な人や世帯の見守り活動の推進を支援します。 ●ごみ出しや買物・通院等の外出等、日常生活が十分にできず、困っている人や家族に対し、生活支援を行うための地域での支え合いの仕組みづくりに努めます。 ●迅速かつ的確に対応するため、防災体制の充実強化を図ります。 →防災体制の充実強化には、地域防災力の要となる消防団員の確保が必要である。そのため、まずは消防団員の活動内容を知ってもらい、興味を持ってもらうよう広報誌やホームページで活動内容の周知を行います。 ●災害時避難行動要支援者への支援体制を構築し、推進します。

該当課：まちの魅力推進課、生活安全課、福祉課

① 生活支援体制整備事業

多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを目指し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等のコーディネートを行う「生活支援コーディネーター」および、地域住民と関係機関が地域の情報を共有し、話し合う場となる「協議体」の設置により、住民同士の支え合いの体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備します。

【令和3年度の状況】

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動が減少するなか、生活支援コーナーディネーターが自宅でできる体操や脳トレを掲載した通信を発行し、地域の見守り活動に使用してもらいました。今後も引き続き地域活動の支援を行い、地域のさきあいの仕組みづくりを構築していきます。

↓活動回数を会議の開催数ではなく、実働回数に変更。

令和5年度の目標値修正予定。

名称	単位	令和3年度
ア 活動回数(会議等)	回	399

② 敬老行事地域活動支援事業

敬老行事を実施する町内会に対してその経費の一部を補助します。

【令和3年度の状況】

令和3年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で例年どおりの敬老行事開催が難しく、祝賀会は中止し祝品の配付のみにする等、敬老行事の縮小・簡略化をする町内会が多くありました。

昨年度は29町内会が実施でしたが、令和3年度は30町内会全てにおいて、祝品等の配付のみ行うかたちで実施されました。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 補助を行った町内会数	町内会	30	30

③ 敬老祝い金給付事業

本町に住所を有する高齢者に対し、敬老の意を表し、敬老祝い金を支給し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

【令和3年度の状況】

住民基本台帳に記載されている満77歳、満80歳、満88歳、満90歳、満99歳の方及び満100歳以上の方へ敬老祝い金を支給しました。

名称		単位	令和3年度	令和5年度
ア	対象者数	人	1,219	1,600

④ 高齢者見守り活動推進事業

高齢で支援が必要な人を早期に把握し、具体的な支援につなげたり、地域社会において孤立することなく安心して地域で生活できるよう、高齢者の見守り活動を推進するため、希望する関係団体（社会福祉協議会及び町内会）に対し、70歳以上の単身者及び75歳以上のみ世帯の高齢者の情報を提供します。

【令和3年度の状況】

令和3年度は、18団体に対し情報の提供を行いました。

志免町高齢者見守り活動ネットワーク会議については、他の会議と統合し廃止となりました。

名称		単位	令和3年度	令和5年度
子	会議の開催数	回		4
イ	情報の提供を行った町内会数	団体	18	18

⑤ 災害時要援護者支援対策事業

大雨や地震等の災害が発生した際に的確に対応できるよう、災害時要援護者の援護活動を行うため、平成22年度に災害時要援護者支援計画を策定し、平成26年度には、要援護者の該当リストである避難行動要支援者名簿を作成しています。これらを活用して、避難支援の対象者への災害を想定した事前の支援や発生後の救援活動が迅速に行えるようにします。

【令和3年度の状況】

令和2年度の対象者に対し通知の送付を行いました。令和3年度は登録希望者の精査を行いました。

名称		単位	令和3年度
ア	避難行動要支援者名簿掲載者数	人	0

(3) 参加が進む地域づくり

1) 生きがいのあるいきいきとした暮らし

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の自主的な福祉活動の推進、社会参加の促進、交流づくりの場の拡充を図ります。 ● 今後も多くの高齢者が就労を通して生きがいを感じながら地域社会で活躍できるよう、支援します。

該当課：福祉課

① シルバー人材センター運営補助事業

高齢者が現役時代に築いた技術・能力を社会に生かすことにより、就労を通じて生きがいづくりや健康増進を図るためにシルバー人材センターの活動を支援しています。

【令和3年度の状況】

シルバー人材センターのPRや、会員増員等の支援及び補助金の交付事務を行いました。

会員は減少傾向にあるのが課題です。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 会員数（年度末）	人	250	300

2) ふれあいと交流のあるまちづくり

主 体	行動目標
公助	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の交流促進のため、交流の場の拡充や交流活動の促進を支援します。 ● 各種イベントや事業を通じた社会参加や多世代交流を推進します。 ● 今後も魅力あるシニアクラブづくりや参加促進のための支援を行っていきます。 <p>→ 広報しめとホームページでシニアクラブの活動についての紹介の記事を掲載し周知啓発を行いました。</p>

該当課：まちの魅力推進課、社会教育課、福祉課

① ちいきこうみんかんかつどうしえんじぎょう 地域公民館活動支援事業

かくちょうないかい ちょうみん きょうよう こうじょう、けんこう ぞうしん、じょうそう じゅんか ばかり、せいかつぶんか
各町内会の町民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の
しんこう、しゃかいふくし ぞうしん きよ もくてき、じちこうみんかん おこなうきょういく、がくじゅつ
振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした、自治公民館が行う教育、学術
およびぶんか かんするかくしゅ じぎょう かつどう しえん とりくみ おこな
及び文化に関する各種の事業・活動を支援する取組を行っています。

【令和3年度の状況】

こうみんかんちょうかい じつし こうみんかんしゅじれんらくきょうぎかい かいぎ さんか、いけんこうかん おこなって
公民館長会の実施や公民館主事連絡協議会の会議に参加し、意見交換を行っています。
ちいきこうみんかん おこなうじぎょう じょげん ほじょきんこうふじむなど おこな
す。また地域公民館が行う事業への助言・補助金交付事務等を行いました。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 公民館補助金額	千円	11,400	11,550
イ 公民館長会議開催数	回	2	3
ウ 公民館主事会議開催数	回	0	8

② ふくし かしだしじぎょう 福祉バス貸出事業

ちょうない かくしゅほじょだんたい ちょうないかい まち しつこうき かんとう おこなうちょうさ けんきゅう けんがくどう
町内の各種補助団体や町内会、町の執行機関等が行う調査、研究、見学等の
かつどう さいし いどうしゅだん かしき りょう
活動に際し、移動手段としてバスを貸切りで利用することができます。

【令和3年度の状況】

しんがた かんせんしやう まんえん
新型コロナウイルス感染症の蔓延により、キャンセルが多く、延べ7団体、104
にん りょう
人の利用となりました。

名称	単位	令和3年度	令和5年度
ア 福祉バス利用人数	人	104	2,000

③ じゅんかい うんこうじぎょう 巡回バス運行事業

ちょうないこうきょうしせつ、ふくししせつとう りょう さい りべんせい はかる やくぼ
町内公共施設、福祉施設等を利用する際の利便性を図るため、シーメイト・役場
とう けいろ ちょうない わ だい にち びん こう、りょうしゃ
等を経路として町内を6コースに分け3台のバスで1日24便運行し、利用者はだれ
でもむりょうでバスを利用することができます。

【令和3年度の状況】

しんがた かんせんしやう かんせんかくだい えいきやう りょうしやうす れいわがんねんど
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、利用者数は令和元年度
おお げんしやう
(82,330人)から大きく減少しています。

名称		単位	令和3年度	令和5年度
ア	巡回バス利用者数 (延べ人数)	人	51,116	85,000

④ シニアクラブ^{れんごうかい}連^{かつどう}合^{しえん}会^{じぎょう}活動支援事業

シニアクラブ^{かいいん}会^{きょうよう}員^{こうじょう}の^{けんこう}教^{ぞうしんおよびちいきしゃかい}養^{こうりゅう}の^{はかる}向^{はかる}上^{はかる}、^{はかる}健康^{はかる}の^{はかる}増^{はかる}進^{はかる}及^{はかる}び^{はかる}地^{はかる}域^{はかる}社^{はかる}会^{はかる}と^{はかる}の^{はかる}交^{はかる}流^{はかる}を^{はかる}図^{はかる}る^{はかる}た^{はかる}め^{はかる}、^{はかる}シ^{はかる}ニ^{はかる}ア^{はかる}ク^{はかる}ラ^{はかる}ブ^{はかる}連^{はかる}合^{はかる}会^{はかる}へ^{はかる}の^{はかる}支^{はかる}援^{はかる}を^{はかる}行^{はかる}い^{はかる}ま^{はかる}す。

【令和3年度の状況】

令和3年度もシニアクラブ^{れんごうかい}連^{かつどう}合^{しえん}会^{じぎょう}大会^{しんがた}が^{しんがた}中^{しんがた}止^{しんがた}に^{しんがた}な^{しんがた}る^{しんがた}な^{しんがた}ど^{しんがた}、^{しんがた}新^{しんがた}型^{しんがた}コ^{しんがた}ロ^{しんがた}ナ^{しんがた}ウ^{しんがた}イ^{しんがた}ル^{しんがた}ス^{しんがた}
^{かんせんしやう}感^{えいきやう}染^{おも}症^{かつどう}の^{れんごうかい}影^{すう}響^{すう}に^{すう}よ^{すう}り^{すう}思^{すう}う^{すう}よ^{すう}う^{すう}に^{すう}活^{すう}動^{すう}が^{すう}で^{すう}き^{すう}て^{すう}い^{すう}ま^{すう}せ^{すう}ん^{すう}。^{れんごうかい}連^{すう}合^{すう}会^{すう}加^{すう}入^{すう}ク^{すう}ラ^{すう}ブ^{すう}数^{すう}は^{すう}
^{げんしやうけいこう}減^{ちいき}少^{にないて}傾^{かつやく}向^{ごうかい}に^ひあ^{つづ}り^{つづ}、^{つづ}地^{つづ}域^{つづ}の^{つづ}担^{つづ}い^{つづ}手^{つづ}と^{つづ}し^{つづ}て^{つづ}活^{つづ}躍^{つづ}で^{つづ}き^{つづ}る^{つづ}シ^{つづ}ニ^{つづ}ア^{つづ}ク^{つづ}ラ^{つづ}ブ^{つづ}連^{つづ}合^{つづ}会^{つづ}を^{つづ}引^{つづ}き^{つづ}続^{つづ}き^{つづ}
^{しえん}支^{ひつよう}援^{ひつよう}して^{ひつよう}い^{ひつよう}く^{ひつよう}必^{ひつよう}要^{ひつよう}が^{ひつよう}あ^{ひつよう}り^{ひつよう}ま^{ひつよう}す。

名称		単位	令和3年度	令和5年度
ア	連合会加入シニアク ラブ数(各年度当初)	団体	13	15

⑤ 地^{ちいき}域^{ちいき}シ^{ちいき}ニ^{ちいき}ア^{ちいき}ク^{ちいき}ラ^{ちいき}ブ^{ちいき}活^{ちいき}動^{ちいき}支^{ちいき}援^{ちいき}事^{ちいき}業^{ちいき}

地^{ちいき}域^{ちいき}の^{ちいき}シ^{ちいき}ニ^{ちいき}ア^{ちいき}ク^{ちいき}ラ^{ちいき}ブ^{ちいき}に^{ちいき}参^{ちいき}加^{ちいき}する^{ちいき}こ^{ちいき}と^{ちいき}よ^{ちいき}っ^{ちいき}て^{ちいき}、^{ちいき}毎^{ちいき}日^{ちいき}を^{ちいき}健^{ちいき}康^{ちいき}で^{ちいき}い^{ちいき}き^{ちいき}き^{ちいき}と^{ちいき}過^{ちいき}ご^{ちいき}す^{ちいき}こ^{ちいき}と^{ちいき}
^{ちいき}が^{ちいき}で^{ちいき}き^{ちいき}る^{ちいき}よ^{ちいき}う^{ちいき}に^{ちいき}、^{ちいき}シ^{ちいき}ニ^{ちいき}ア^{ちいき}ク^{ちいき}ラ^{ちいき}ブ^{ちいき}に^{ちいき}補^{ちいき}助^{ちいき}金^{ちいき}を^{ちいき}交^{ちいき}付^{ちいき}し^{ちいき}そ^{ちいき}の^{ちいき}活^{ちいき}動^{ちいき}を^{ちいき}支^{ちいき}援^{ちいき}して^{ちいき}い^{ちいき}ま^{ちいき}す。

【令和3年度の状況】

令和3年度は新^{しんがた}型^{しんがた}コ^{しんがた}ロ^{しんがた}ナ^{しんがた}ウ^{しんがた}イ^{しんがた}ル^{しんがた}ス^{しんがた}^{かんせんしやう}感^{えいきやう}染^{かく}症^{かつどう}の^{かく}影^{かつどう}響^{かつどう}に^{かつどう}よ^{かつどう}り^{かつどう}各^{かつどう}ク^{かつどう}ラ^{かつどう}ブ^{かつどう}に^{かつどう}お^{かつどう}い^{かつどう}て^{かつどう}、^{かつどう}活^{かつどう}動^{かつどう}
^{じやうきやう}が^{じやうきやう}あ^{じやうきやう}ま^{じやうきやう}り^{じやうきやう}で^{じやうきやう}き^{じやうきやう}て^{じやうきやう}い^{じやうきやう}な^{じやうきやう}い^{じやうきやう}状^{じやうきやう}況^{じやうきやう}で^{じやうきやう}す。
^{かいいんすう}会^{げんしやう}員^{こうれいか}数^{やくいん}の^{てぶそく}減^{かだい}少^{ていねんえんちやう}・^{ていねんえんちやう}高^{ていねんえんちやう}齡^{ていねんえんちやう}化^{ていねんえんちやう}、^{ていねんえんちやう}役^{ていねんえんちやう}員^{ていねんえんちやう}の^{ていねんえんちやう}な^{ていねんえんちやう}り^{ていねんえんちやう}手^{ていねんえんちやう}不^{ていねんえんちやう}足^{ていねんえんちやう}と^{ていねんえんちやう}い^{ていねんえんちやう}っ^{ていねんえんちやう}た^{ていねんえんちやう}課^{ていねんえんちやう}題^{ていねんえんちやう}が^{ていねんえんちやう}あ^{ていねんえんちやう}る^{ていねんえんちやう}が^{ていねんえんちやう}、^{ていねんえんちやう}定^{ていねんえんちやう}年^{ていねんえんちやう}延^{ていねんえんちやう}長^{ていねんえんちやう}
^{どう}等^{こうれいしや}、^{いぼしよ}高^{せんたくし}齡^{ふえて}者^{やくいん}の^{ふたん}居^{おおきい}場^{おおきい}所^{おおきい}に^{おおきい}つ^{おおきい}い^{おおきい}て^{おおきい}選^{おおきい}択^{おおきい}肢^{おおきい}が^{おおきい}増^{おおきい}え^{おおきい}て^{おおきい}い^{おおきい}る^{おおきい}こ^{おおきい}と^{おおきい}や^{おおきい}、^{おおきい}役^{おおきい}員^{おおきい}の^{おおきい}負^{おおきい}担^{おおきい}が^{おおきい}大^{おおきい}き^{おおきい}い^{おおきい}こ^{おおきい}と^{おおきい}
^{げんいん}も^{いったん}原^{おも}因^{おも}の^{おも}一^{おも}端^{おも}と^{おも}思^{おも}わ^{おも}れ^{おも}ま^{おも}す。
^{ひきつづきこうほう}そ^{かつどうじやうきやう}の^{かいいんぼしゅう}た^{しゅうち}め^{なとしえん}、^{なとしえん}引^{なとしえん}き^{なとしえん}つ^{なとしえん}づ^{なとしえん}き^{なとしえん}広^{なとしえん}報^{なとしえん}・^{なとしえん}HP^{なとしえん}で^{なとしえん}活^{なとしえん}動^{なとしえん}状^{なとしえん}況^{なとしえん}や^{なとしえん}会^{なとしえん}員^{なとしえん}募^{なとしえん}集^{なとしえん}に^{なとしえん}つ^{なとしえん}い^{なとしえん}て^{なとしえん}周^{なとしえん}知^{なとしえん}す^{なとしえん}等^{なとしえん}支^{なとしえん}援^{なとしえん}
^{ひつよう}して^{ひつよう}い^{ひつよう}く^{ひつよう}必^{ひつよう}要^{ひつよう}が^{ひつよう}あ^{ひつよう}り^{ひつよう}ま^{ひつよう}す。

名称		単位	令和3年度	令和5年度
ア	地域シニアクラブ数 (連合会未加入含む)	団体	15	18
イ	地域シニアクラブ会 ^{かい} 員 ^{いん} 数 ^{すう} (連合会未加入含む)	人	786	1,035

第4章 志免町障がい者プラン

第6期志免町障がい福祉計画・第2期志免町障がい児福祉計画

(1) 必要な支援につながる地域づくり

1) 生活支援

取組	行動目標
<p>がっこうきょうい 学校教育における じんけんきょうい 人権教育・福祉教育 の充実</p>	<p>ノーマライゼーション社会の実現のために、幼い頃から人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。</p> <p>また、障がい者への正しい知識と認識を深めるために、今後も引き続き、小・中学校における交流及び共同学習の場を積極的に設け、互いに認め合い、支え励まし合える豊かな人間関係の育成に努めます。</p>
<p>きょうしよくいん 教職員の資質の こうじょう 向上と支援体制の 充実</p>	<p>特別支援教育の充実のため、特別支援学級や通級指導教室の担当者の研修等を一層充実させ、自閉症スペクトラムなど、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制の充実に努めます。</p> <p>また、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促進し、教職員の資質向上を目指します。</p>
<p>しょうがい 障がい者団体等の せっきよくてきかつよう 積極的活用</p>	<p>障がい者の有する様々な問題や障がいの特性について、直接障がい者や障がい福祉関係者から話を聞ける機会を設けられるよう、障がい者や障がい者団体、サービス事業者等の活用による人権教育・福祉教育の充実に努めます。</p>
<p>けいはつ 啓発イベントと交流 の充実</p>	<p>福祉事業所や団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大を図ります。また、障がいのある方が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。</p>

<p>ちいき かつどう ぎょうじ 地域の活動・行事や あつまり なか こうりゅう 集まりの中での交流 の促進</p>	<p>しょう しゃ ちいき じりつ せいかつ おくる ちいき ぎょうじ あつまり 障がい者が地域で自立した生活を送るために、地域の行事や集まり なか しょう しゃ ちいきせいかつ とも かんが きかい ふえる の中で、障がい者の地域生活について共に考える機会が増えるよ う、 ちょうないかい こども かいいくせいかいとう ちいき おこなうぎょうじなど しょう う、町内会や子ども会育成会等が地域で行う行事等に、障がいの ある方が積極的に参加し、交流がさらに広まるよう促します。</p>
<p>しょうがいしゃきべつかいしょうほう 障害者差別解消法へ たいおう の対応</p>	<p>しょうがいしゃきべつかいしょうほう もと しゃかいできしょうへきじょうきょ じっし ひつよう 障害者差別解消法に基づき、社会的障壁除去の実施について必要 かつ合理的な配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進 します。 →広報しめまちを使って障がい者週間やヘルプマークの周知啓発 を行いました。</p>
<p>しょう ふうし など えんかつ うんようおよび しつ こうじょう 障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を ほか そうだんしゃ ねんれい しょう しゅるい ていど ひとり 図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの じょうきょう せいかつ かた たいおう じゅうなん てきせつ じょうほうていきょう 状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供 および相談支援体制の充実を図ります。</p>	<p>および そうだんし えんたいせい じゅうじつ ほか さらに町内外の各種相談機関との連携を図るとともに、広報紙等で のPRを充実することにより、利用を促進します。 →相談支援事業を3事業所に委託しており、3障がいに対応すると ともに、精神障がいや医療的ケア児等など専門的に対応できる体制 を整備しています。</p>
<p>ちいき じりつしえんきょうぎかい 地域自立支援協議会を かく かんけいきかん 核とした関係機関の れんけい きょうか 連携の強化</p>	<p>かすやちゅうなんぶ しょうがいしゃ じ じりつしえんきょうぎかい ちいき しゃかいしげんかん 「糟屋中南部障害者(児)自立支援協議会」を地域の社会資源間のネ ットワークの核として、この地域が抱えている障がい者支援の課題 かいけつ こんなんじれい たいおう ありかた かんするきょうぎ とおして ちいき の解決や、困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域 の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。 →糟屋中南部6町で地域生活支援拠点の整備等の地域課題への解決 む きょうぎ おこな しょうだんしえんきょうじょう に向け協議を行っている。相談支援事業所による連携強化のために しょうだんしえんぶかい かりわいさい 相談支援部会を9回開催しました。</p>

取 組	行動目標
-----	------

<p>しょうがい者の権利擁護の充実</p>	<p>日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障がい者の権利擁護の充実を図ります。</p> <p>さらに、障がい者の地域移行を進める上で、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であるとの認識に立ち、地域における権利擁護の方策などについて検討します。</p> <p>→経済的虐待等につながらないよう障がい福祉サービスの実費負担等について滞納のある障がい者家庭へ日常生活自立支援事業についての案内を行いました。</p>
<p>介護給付体制の充実</p>	<p>居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な方など、障がい者の多様な介護ニーズに対応していきます。</p> <p>→常時介護が必要な方への居宅介護等サービスを給付するとともに、重度障がい者へ重度訪問介護の給付を行いました。</p>
<p>短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実</p>	<p>在宅で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの利用が安心して行えるよう、短期入所サービスの利用促進に努めます。また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保と利用促進を図ります。</p> <p>→家族の心身の状況に応じた短期入所の利用給付を行った。また、日中一時支援について新規事業所と契約を行い、利用促進を図ったが、コロナ禍もあり、利用を控える方も多く、サービス決定に対して利用量が少なかった。</p>
<p>移動支援等の充実</p>	<p>障がい者の社会参加を積極的に進めるための、外出時における「移動支援」については、必要とされる方が適切に利用できる体制を整え、質の向上と必要量の確保に努めます。</p>

	<p>また、重度の障がい者で行動障がいがある方に対する支援としては「行動援護」、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対する支援としては「同行援護」の質の向上と必要量の確保に努めます。</p> <p>→移動支援について、必要とされる方への支給決定を行ったが、コロナ禍により年度初めは利用を控える人が多い傾向があった。</p> <p>行動援護1名・同行援護7名に給付を行いました。</p>
<p>入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実</p>	<p>グループホームの入居等の体験機会及び場の提供、短期入所の利便性の向上等による緊急時受入体制の確保を進め、地域生活支援の拠点等の整備に努めます。</p> <p>→緊急時受入体制については、要綱等の整備を行ったが、事業所の契約には至っていない。グループホームの体験入所については、訓練等給付の支給決定を3名行いました。</p>
<p>相談支援体制及び児童発達支援の充実</p>	<p>子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めたトータルな支援ができ、また保育所・幼稚園・学校・医療機関・福祉サービスなどの関係機関をつなぐことによる継続的な支援が行えるよう、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、関係機関・事業所が連携を図り、障がい種別に関わらず適切なサービスを、できる限り身近な場所で受けられるよう、児童発達支援体制の一層の充実を図ります。</p> <p>→平成31年度からしめっこ相談を福祉課に設置し、子育て支援課・健康課、委託相談支援事業所等と連携をとりながら必要な支援に努めている。また、児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む）は町内に7カ所あり、糟屋郡内の事業所も増加しています。</p>
<p>障がい児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実</p>	<p>発達に課題がある子どもや障がい児が、生まれ育った地域の保育所、幼稚園で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園・幼稚園での受け入れを行うよう努めるとともに、</p>

	<p>子どもの心身の状況の正確な把握に努め、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。</p> <p>また、障害児通所支援事業所等が、保育所等の育ちの場での支援に協力できるよう保育所等訪問支援サービスの充実を図ります。</p> <p>→町内の保育所等訪問支援サービス事業所は2カ所増え、町内4事業所での対応が可能となった。隣接する博多区の事業所等利用もあり、実利用者は増加しているが、コロナ禍の影響もあり、利用量は減っています。</p>
<p>療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実</p>	<p>発達に課題がある子どもや障がい児の保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し周知に努めます。</p>
<p>教育相談・就学指導体制の充実</p>	<p>多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。</p>
<p>個々の特性とライフステージに応じた療育・教育支援の実践</p>	<p>発達に課題がある子どもや障がいのある子ども一人ひとりの状態と乳幼児期から入学や進学、卒業などのライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関において円滑な情報共有を図ることができる体制を構築します。</p>

取組	行動目標
<p>放課後等デイサービスの充実</p>	<p>学齢期における支援の充実のため、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立の促進を図ります。</p> <p>→放課後等デイサービスの事業所は町内13事業所あり、町外への事業所へも通所可能となっています。令和2年度に比べて実利用者数は増となっているが、コロナ禍もあり、一人当たりの利用量が減少</p>

	<p>している。今後は各事業所の特色を生かした訓練等の提供のため に支援の充実を図る必要があります。</p>
<p>障がい児とその 保護者同士の交流の 促進</p>	<p>障がい児の保護者は、さまざまな不安や悩みを一人で抱え込み、 地域の中で孤立してしまうことも少なくありません。障がい児とそ の保護者同士が交流の機会を持つことで、お互いの経験を活かし、 いつでも気軽に相談しあえる関係づくりができるよう、保護者と町・ 関係機関との協働で交流の場を設け、交流の促進を図ります。</p>

該当課：学校教育課、まちの魅力推進課、子育て支援課、健康課、
社会教育課、福祉課

(2) 安心して暮らせる地域づくり

1) 保健・医療

① 保健・医療・リハビリテーションの充実

取組	行動目標
<p>障がい者の保健に 関する情報提供と 特定健診の受診勧奨</p>	<p>障がい者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図ると ともに、障がい者にも受診しやすい健診体制の整備に努め、障が い者の受診を勧めます。</p> <p>→特定健診・がん検診を実施するとともに、身体及び精神障害者 手帳1・2級保持者の方には検診料金の自己負担の減免を行い、 経済的な負担を軽減に努めました。</p>
<p>医療及びリハビリテー ションの充実</p>	<p>身体障害者手帳の1・2級、療育手帳のA、精神障害者手帳1級 の認定を受けている人が医療機関を受診する際の自己負担分を補助 する重度障害者医療費助成事業や自立支援医療制度の利用を促進 し、医療費の負担軽減を図ります。</p> <p>症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテー ション等が適切に受けられるよう、医師会や町内周辺の医療機関 との連携により、適切な医療及びリハビリテーションにつなげ、治療 と二次障がいの予防に努めます。</p>

	<p>→町ホームページに自立支援医療（精神通院医療）や精神障害者保健福祉手帳の制度および申請方法を掲載し、利用の促進を図りました。</p>
--	---

該当課：健康課、福祉課

② 精神保健対策の充実

取組	行動目標
<p>啓発・広報による制度の利用促進</p>	<p>自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について、啓発・広報により利用の促進を図ります。</p> <p>→町ホームページに自立支援医療（精神通院医療）や精神障害者保健福祉手帳の制度および申請方法を掲載し、利用の促進を図りました。</p>
<p>精神障がい者の地域移行、地域生活継続のための支援</p>	<p>精神科病院をはじめ、相談支援事業所、福祉サービス事業者等の関係機関との連携を図りながら、長期在院者の円滑な退院促進を図るとともに、地域生活への移行を円滑に進めます。</p> <p>→ケア会議などで退院後の生活について協議するなど関係機関と連携しました。</p>

該当課：健康課、福祉課

③ 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

取組	行動目標
<p>妊産婦に対する保健事業の充実</p>	<p>妊娠初期から異常の早期発見、安全な出産が行えるように妊婦健康診査に対する助成や妊婦に対する相談、特定妊婦等への訪問指導等の充実に努めます。</p> <p>→集団や個別でマタニティ教室を実施しました。</p>
<p>乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進</p>	<p>乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談、子育て支援教室等でのフォロー、医療機関への受診勧奨を行い、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。</p>

<p>生活習慣病の予防と 早期発見・早期治療の 促進</p>	<p>特定健診と保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、平成26年度に施行した町の健康増進計画「健康しめ21」に基づき、若いうちからの予防重視の健康づくり運動を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。</p> <p>→個別に保健指導をおこなう等、生活習慣病の重症化予防に努めました。</p>
<p>精神疾患等の予防と 早期発見・早期治療の 促進</p>	<p>心の健康増進やストレス対策として、精神保健福祉士による相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。</p> <p>→精神保健福祉士による対面および電話相談を随時受けられる体制を継続することで、疾病の早期発見・早期介入に努めました。</p>

該当課：健康課、福祉課

2) 生活環境

取組	行動目標
<p>公共施設及び歩行 空間のバリアフリー化 の促進</p>	<p>バリアフリー新法や福岡県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、町内主要道路の段差の解消、歩行帯の整備など歩行空間のバリアフリー化に努めます。</p> <p>→庁舎については、平成30年度にバリアフリー化の工事を完了しています。さらなる改修については、大規模改修の際に検討予定です。</p>
<p>ユニバーサルデザイン によるまちづくりのた めの啓発活動の充実</p>	<p>ユニバーサルデザインによるまちづくりが、障がい者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努め、行政、町民及び事業者が一体となって、まちづくりに取り組んでいきます。</p>

<p>たよう しゅだん 多様な手段による</p> <p>じょうほうていきょう じゅうじつ 情報提供の充実</p>	<p>かくしゅ じょうほう しせつじょうほう だんたいじょうほう じょうほう 各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、 ほけん いりょう ふくし かん さまざま じょうほうしりょう 保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、プライバシー の保護に配慮しながら、ちょうみん だれ てがる にゅうしゅ 町の誰もが手軽に入手できるよう、 こうほうし まち かつよう じょうほうていきょう さら じゅうじつ 広報紙や町ホームページを活用した情報提供の更なる充実を ほか 図ります。</p>
<p>しょう しゃふくし 「障がい者福祉のし おり」の定期的な更新</p>	<p>げんざい しょう しゃてちょうしゅとく さい はいふ しょう しゃ たいする 現在、障がい者手帳取得の際に配布している、障がい者に対する かくしゅ さーびす ないよう りようじょうけん と あ まどぐちなど しょうかい 各種サービスの内容や利用条件、問い合わせ窓口等を紹介した しょう しゃふくし わ みる 「障がい者福祉のしおり」をより分かりやすいものになるよう見直 し、せいどかいせいとう あ ていきてき こうしん し、制度改正等に合わせて定期的に更新します。</p>
<p>まち 町ホームページのウェ ブアクセシビリティの かくほ 確保</p>	<p>まち しょう しゃ ふく だれ りよう 町のホームページが障がい者を含めた誰もが利用できるものとな るよう、ウェブアクセシビリティをかくほ 確保します。 だれ りよう まち さくせい →誰もが利用できるよう、町のホームページを作成してウェブアク セシビリティをかくほ 確保しました。</p>
<p>コミュニケーション しえん にないて 支援とその担い手の かくほ 確保</p>	<p>ちようかく しょう こんなん しょう しゃ 聴覚に障がいがあり、コミュニケーションが困難な障がい者に たい しゅわつうやくしゃ はけん おこなう にな て しゅわ 対し、手話通訳者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話 ほうしんとう いくせいおよびようやくひつきしゃ はけん つと 奉仕員等の育成及び要約筆記者の派遣に努めます。 れいわ ねんど ひ つづ しゅわほうしんなどようせいこうざ じっし →令和2年度に引き続き、手話奉仕員等養成講座を実施しました。コ ロナ禍のため、手話通訳は医療機関等で通訳のための利用が おお 多かったです。</p>
<p>しょう しゃ ぎやくたい 障がい者への虐待 ぼうし 防止</p>	<p>しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう しょう しゃぎやくたいぼうしそうだんまどぐち しゅうち けいはつ 障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に つと しめまぎやくたいぼうしなど かいぎ かつよう 努めるとともに、志免町虐待防止等ネットワーク会議を活用し、 かんけいきかんと urenけいきょうりょくたいせい せいび ほか 関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。</p>
<p>しょう しゃ けんりようご 障がい者の権利擁護 の充実</p>	<p>かんけいきかん れんけい しょう しゃ けんりようご ざいさん かんりしえん 関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を すいしん せいねんこうけんせいど にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう かん 推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する けんしゅうかい こうざとう さんか かんしょう せいどおよびじぎょう ふきゅう 研修会や講座等への参加を勧奨し、これらの制度及び事業の普及・ けいはつ すいしん ちいき けんりようご ほうさく 啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについ けんとう て検討します。</p>

該当課：総務課、都市整備課、社会教育課、まちの魅力推進課、子育て支援課、健康課、福祉課

3) 防災・防犯

取組	行動目標
<p>災害の知識及び対処法 についての啓発・広報</p>	<p>平時から町の広報紙、ホームページ、防災関連マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。</p> <p>→広報誌や町のホームページで地震や水害などに関する記事を掲載し、災害に対する啓発を行いました。</p> <p>また、災害時要援護者登録制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、災害に対する対処法についての啓発を行います。</p> <p>→避難行動要支援者台帳の登録対象者には直接登録の案内を送付し、登録することを促しました。</p>
<p>災害時要援護者の 情報把握と関係機関との連携</p>	<p>災害時要援護者支援台帳の整備を進め、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。</p> <p>→避難行動要支援者台帳の登録対象者には直接登録の案内を送付し、登録することを促しました。</p>
<p>緊急通報受理体制の 整備充実</p>	<p>障がい者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ即時通報できるよう、緊急通報・連絡体制の整備、充実を図ります。</p>
<p>地域防災における連携</p>	<p>自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めるとともに、自主防災組織に対する育成に取り組めます。</p> <p>→NPO法人と協働事業で防災まちあるきや地域特有のハザードマップの作成など、自主防災組織の活動支援を行いました。</p> <p>また、町民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。</p>
<p>福祉避難所の整備</p>	<p>避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、体制の整備に努めます。</p> <p>→福祉避難所に必要な物資の整備を行いました。</p>

	<p>また、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などを対象とした避難所の確保に努めます。</p>
<p>災害時要援護者参加の 防災訓練の実施</p>	<p>地域で実施する防災訓練において、消防団やボランティア等の参加を得て、災害時要援護者の避難誘導訓練の実施を図ります。</p>
<p>防災対策の充実</p>	<p>自主防犯組織の育成と地域安全運動を広め、防犯意識の高揚を図り、安全なまちづくりを推進します。</p> <p>→地域における防犯活動の支援として、夜間防犯パトロールを行う団体には、青パトの貸出を行いました。</p> <p>また、「メール110番」、「FAX110番」により、聴覚障がい者等からの通報手段を確保して、緊急通報に対応します。</p>
<p>消費者トラブルの防止</p>	<p>障がい者や高齢者等に対する消費者被害防止のため、広報紙やパンフレット等を用いて、悪質商法等についての情報提供を行うほか、障がい者の権利を守るための成年後見制度の案内を併せて行います。</p> <p>→ニセ電話詐欺など、高齢者をターゲットとした消費者問題が増加傾向のため、事案の周知や相談事業の周知を行いました。</p>

該当課：生活安全課、まちの魅力推進課、福祉課

(3) 参加がすすむ地域づくり

1) 文化芸術活動・スポーツ等

取組	行動目標
<p>文化活動の支援</p>	<p>発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場を提供します。</p>
<p>各種イベント等への参加促進</p>	<p>町や関係機関が主催する各種行事・イベントや、子ども会、地域ボランティア活動、祭り等の地域行事に、障がい者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。</p>

取組	行動目標
障がい者スポーツの参加促進	<p>「福岡県身体障がい者スポーツ大会」や「ときめきスポーツ大会」(知的障がい者のスポーツ大会)、また地域で開催する「糟屋地区身体障がい者体育大会」や「グラウンドゴルフ大会」など各種大会の周知を行い、参加を促進します。</p> <p>また、福岡県障害者スポーツ協会との連携を図りながら、多様な障がい特性に対応できるスポーツ・レクリエーションへの参加促進に努めます。</p>

該当課：社会教育課、まちの魅力推進課、福祉課

2) 雇用・就業、経済的自立の支援等

① 障がい者雇用の促進

取組	行動目標
事業主等への啓発・広報	<p>ハローワークや障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成・支援制度等の啓発・広報に努めるとともに、短時間就労やトライアル雇用など、障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、事業主等の理解を求めています。また、職場でのコミュニケーション等に不安のある精神障がい者、発達障がい者の雇用促進のために、商工会等を通じ地域の民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報を行います。</p> <p>→雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる支援制度や優先調達に関する啓発・広報を行いました。</p>

該当課：まちの魅力推進課、健康課、福祉課

② 障がい者のための総合的な就労支援

取組	行動目標
就労移行支援や就労継続支援の利用促進	<p>就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と就職への支援を促進します。あわせて、就労継続支援A型・B型等のサービスを通じて就労の機会の提供</p>

	<p>と、一般就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。</p> <p>→就労サービスの支給決定を行い、就労の機会の提供を行った。</p> <p>就労継続支援A・B型の実利用者が増加しました。</p>
<p>就労支援関係機関との連携による就労支援体制の充実</p>	<p>障害者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する相談、福岡障害者職業センターとの連携による職業評価、ハローワークとの連携による職場開拓、福祉施設や作業所、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を行うとともに、糟屋郡内の就労支援担当者との連携を密にし、各関係機関・施設・企業等の支援者ネットワークの構築を推進します。また、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成制度等や精神障がい者、発達障がい者等の雇用促進のために、障がいの正しい理解を求め、啓発・広報を行います。</p>
<p>就労定着支援の充実</p>	<p>ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。</p> <p>また、障がい者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障がい者の就労定着を支援します。</p>
<p>作業所への支援</p>	<p>障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組めます。</p> <p>→優先調達を行った実績額は令和2年度に比べて約20万円増額となりました。</p>

該当課：健康課、福祉課

3 障がい福祉サービス等の数値目標と事業量見込み

(1) 障がい福祉サービス等に関する数値目標

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】

実績値	令和3年度末現在の施設入所者数	44人
目標値	令和5年度末の施設入所者数	41人
	令和5年度末までの地域生活移行者数	3人

2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【継続】

目標値	令和5年度の保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回/年
-----	--------------------------------	------

3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実【継続】

目標値	令和5年度末までの町内の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
-----	---------------------------	-----

4) 福祉施設から一般就労への移行等【継続】

① 福祉施設から一般就労への移行

実績値	令和3の年間一般就労移行者数	3人
	令和3末現在の就労移行支援事業利用者数	16人
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数 (令和元年度実績の1.27倍以上)	5人

② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

目標値	令和5度の就労定着支援事業利用者数	3人
-----	-------------------	----

5) 障がい児支援の提供体制の整備等【継続】

① 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

目標値	児童発達支援センターの設置	1か所
	保育所等訪問支援事業の実施	実施

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ

サービス事業所の確保

目標値	令和5年度末までに児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
-----	--------------------------------------	-----

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

目標値	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
	コーディネーターの配置	配置

6) 相談支援体制の充実・強化等【継続】

①総合的・専門的な相談支援

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化の取組を継続することを基本とします。

7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【継続】

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努めることを基本とします。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ることを基本とします。

(2) 障がい福祉サービス等の事業量見込み

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向、国や県の方針等を踏まえ、計画期間における活動指標（各種サービス事業量等）を以下のとおり見込みました。なお、表中の令和2年度は、令和2年11月までの実績に基づく見込み値です。サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人 / 月：1か月当たりの利用人数

時間 / 月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日 / 月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

1) 訪問系サービス

① サービスの概要

名称	概要
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

じゅうどうしょうがいしゃなどほうかつしえん 重度障害者等包括支援	いし そつう いちじる こんなん ともなうじゅうどうしょう ひと 意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に たいしてきょたくかいご 対して居宅介護をはじめとする複数 <small>ふくすう</small> のサービスを包括的 <small>ほうかつてき</small> に おこな 行うサービスです。
-------------------------------------	---

りようじっせきおよ みこみりょう
 ② 利用実績及び見込量

	単位	第6期
		令和3年度実績
きょたくかいご 居宅介護	時間/月	945
	人/月	61
じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	時間/月	64
	人/月	1
どうこうえんご 同行援護	時間/月	96
	人/月	5
こうどうえんご 行動援護	時間/月	0
	人/月	0
じゅうどうしょうがいしゃなどほうかつしえん 重度障害者等包括支援	時間/月	0
	人/月	0

2) 日中活動系サービス

① サービスの概要

名称	概要
生活介護	<p>常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。</p>
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	<p>機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。</p> <p>一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。</p>
就労移行支援	<p>一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。</p>
就労継続支援 (A型・B型)	<p>A型は就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。一方、B型は年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金</p>

	<p>すいじゆん もと しゅうろう ば ていきょう こようけいたい 水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への いこう ひつよう ちしきおよびのうりよく しゅうとく くんれん おこな 移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行う サービスです。</p>
<p>しゅうろうていぢやくしえん 就労定着支援</p>	<p>しゅうろういこうしえんとう りよう へ ていっほんしゅうろう いこう しょう 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい しゃ しゅうろう ともなうかんきょうへんか せいかつめん かだい しょう 者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じて いる者に対し、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所によ り、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理 などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要 な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。</p>
<p>りょうようかいご 療養介護</p>	<p>いりよう じょうじ かいご ひつよう ひと しゅ ひるま いりよう 医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療 きかん きのうくんれん りょうようじょう かんり かんご いがくてきかんり もと 機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で かいごおよ にちじょうせいかつ せ わ おこな の介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。</p>
<p>たんきにゅうしょ 短期入所 (医療型・福祉型)</p>	<p>きょたく かいじょ かいご ひと びょうき りゅう しょう 居宅で介助(介護)する人が病気などの理由により、障がい しゃしえんしせつ そのた しせつ たんきかん にゅうしょ ひつよう 者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする しょう ひと たいして たんきかん やかん ふくめしせつ にゅうよく 障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、 はいせつ しょくじ かいごとう おこな 排せつ、食事の介護等を行うサービスです。</p>

② 利用実績及び見込量

	単位	第6期
		令和3年度 実績
せいかつかいご 生活介護	人日/月	1,693
	人/月	81
じりつくねん きのうくねん 自立訓練（機能訓練）	人日/月	0
	人/月	0
じりつくねん せいかつくねん 自立訓練（生活訓練）	人日/月	44
	人/月	4
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	人日/月	305
	人/月	16
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型	人日/月	819
	人/月	41
しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	人日/月	1,726
	人/月	94
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	人/月	3
りょうようかいご 療養介護	人/月	12
ふくしがたたんきにゆうしょ 福祉型短期入所	人日/月	57
	人/月	12
いりょうがたたんきにゆうしょ 医療型短期入所	人日/月	20
	人/月	6

3) 居住系サービス

名称	概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納が無いか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。 また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助	共同生活援助は、就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障がい者・精神障がい者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
施設入所支援	自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

	単位	第6期
		令和3年度実績
自立生活援助	人/月	0
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0
共同生活援助	人/月	71
精神障がい者の共同生活援助	人/月	25
施設入所支援	人/月	43

4) 相談支援

名称	概要
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科 病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保 その他の地域における生活に移行するための活動に関する 相談その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科 病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保 その他の地域における生活に移行するための活動に関する 相談その他の便宜を供与するサービスです。
計画相談支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる 体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急 訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。

	単位	第6期
		令和3年度 実績
地域相談支援（地域移行支援）	人/月	0
精神障がい者の地域相談支援（地域移行支援）	人/月	0
地域相談支援（地域定着支援）	人/月	0
精神障がい者の地域相談支援（地域定着支援）	人/月	0
計画相談支援	人/年	326

(3) 児童福祉法上のサービスの事業量見込み

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・きょうたくほうもんがたじどうはったつしえん いりょうがたじどうはったつしえん）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要な障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

1) サービスの概要

名称	概要
児童発達支援	身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、

	ほうもんさきしせつ 訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援	しょうがいじつうしょしえん りよう 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく こんなん しょう 困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供でき るよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活に おける基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う サービスです。
いりょうがたじどうはつたつしえん 医療型児童発達支援	じょうし かしまた たいかん きのう しょう 上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して、 いりょうがたじどうはつたつしえん どう 医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び ちりょう おこな 治療を行うサービスです。
しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	しょうがいじつうしょしえん りよう 障害児通所支援の利用にあたって、障害児サービス等利用 しえんけいかく さくせい 支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとに モニタリングを行います。

2) 利用実績及び見込量

	単位	第2期
		令和3年度 実績
じどうはつたつしえん 児童発達支援	人日/月	812
	人/月	110
ほうかごなど 放課後等デイサービス	人日/月	2,582
	人/月	206
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	人日/月	95
	人/月	71
きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0
	人/月	0
いりょうがたじどうはつたつしえん 医療型児童発達支援	人日/月	0
	人/月	0
しょうがいじそうだんしえん 障がい児相談支援	人/年	396

3) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

	単位	実績
		令和3年度
保育所	人	15
認定こども園	人	14
地域型保育事業	人	0
放課後児童健全育成事業	人	29

4) 志免町内障がい児通所支援事業所件数

	単位	実績
		令和3年度
児童発達支援	か所	7
居宅訪問型児童発達支援	か所	1
保育所等訪問支援	か所	5
放課後等デイサービス	か所	14

(4) 地域生活支援事業の事業量見込み

本町では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。各事業の実績と今後の見込みは以下のとおりです。

名称	概要
相談支援事業	障がいのある人や介助者(介護者)等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に対して手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

<p>にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業</p>	<p>にちじょうせいかつ いとな しじょう しょう しゃなど たい にちじょう 日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常 せいかつじょう べんぎ はか じりつせいかつしえんようぐとう にちじょうせいかつ 生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活 ようぐ きゅうふ 用具を給付するサービスです。</p>
<p>いどうしえんじぎょう 移動支援事業</p>	<p>おくがい いどう ごんなん しょう ひと たいして しゃかいさんか 屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加 よ か しえん そくしん はけん がいしゅつ さい や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の いどう しえん 移動を支援するサービスです。</p>
<p>せいねんこうけんせいど 成年後見制度 りようしえんじぎょう 利用支援事業</p>	<p>しょう ふくし サービス りよう かんてん せいねんこうけんせいど りよう 障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用 することが有用であると認められる知的障がい者又は ゆうよう みと ちてきしょう しゃまた 精神障がい者に対し、利用を支援することで障がい者の せいしんしょう しゃ たいし りよう しえん しょう しゃ 権利擁護を図るサービスです。</p>
<p>ちいきかつどうしえん じぎょう 地域活動支援センター事業</p>	<p>そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう しゃかい こうりゅう 創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の そくしん しえん おこな 促進などの支援を行うものです。</p>
<p>ほうもんにゆうよく 訪問入浴サービス</p>	<p>ね など じたく にゆうよく ごんなん じゅうど しんたいしょう しゃ 寝たきり等で自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者に ほうもんにゆうよく ていきょう 訪問入浴サービスを提供します。</p>
<p>にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業</p>	<p>しょう しゃなど にっちゅう かつどう ば かくほ しょう しゃなど 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等 かぞく しゅうろうしえんおよびしょう しゃなど にちじょうてき かいご の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護してい かぞく いちじてき きゅうそく にっちゅう いちじあず おこなう る家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う じぎょう じっし 事業を実施します。</p>
<p>しゃかいさんかそくしんじぎょう 社会参加促進事業</p>	<p>しゅわつうやくしゃ しゅわほうしん ようせいけんしゅう じどうしゃうんてんめんきょ しゅどく 手話通訳者・手話奉仕員の養成研修や自動車運転免許の取得 かいぞう かかるひよう いちぶ じよせい しょう しゃ しえん や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者への支援 により、しゃかいさんか そくしん 社会参加を促進していきます。</p>

1) 相談支援事業

	単位	第6期
		令和3年度実績
相談支援事業所設置数	か所	4

2) 意思疎通支援事業

	単位	第6期
		令和3年度実績
手話通訳者派遣回数	回/年	138
手話通訳者設置事業	人	2

3) 日常生活用具給付等事業

	単位	第6期
		令和3年度実績
介護・訓練支援用具	件/年	4
自立生活支援用具	件/年	22
在宅療養等支援用具	件/年	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	2
排泄管理支援用具	件/年	799
住宅改修費	件/年	3

4) 移動支援事業

	単位	第6期
		令和3年度実績
移動支援事業	人/月	37
	時間/月	106

5) 成年後見制度利用支援事業

	単位	第6期
		令和3年度実績
成年後見制度利用支援事業申立件数	人/月	1

6) ちいきかつどうしえん
地域活動支援センター

	単位	第6期
		令和3年度 実績
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター 利用者数	人/月	62

7) ほうちんにゆうよく
訪問入浴サービス

	単位	第6期
		令和3年度 実績
ほうちんにゆうよく 訪問入浴サービス 利用者数	人/月	2

8) いちじしえんじぎょう
一時支援事業

	単位	第6期
		令和3年度 実績
にっちゅういちじしえん 日中一時支援 支給決定者数	人/年	29

9) しゃかいさんかそくしんじぎょう
社会参加促進事業

	単位	第6期
		令和3年度 実績
ほうしんようせいけんしゅう 奉仕員養成研修 年間参加者数	人/年	7人
じどうしゃうんでんめんきよしゆとく 自動車運転免許取得・ かいぞうじよせいりようしやそう 改造助成利用者数	人/年	1人
しゅわつうやくほうしん 手話通訳奉仕員 登録者数	人/年	0人

だい しょう だい きせいねんこうけんせいどりようそくしんきほんけいかく
 第5章 第1期成年後見制度利用促進基本計画

取組	内容
<p>ほんにん ちゅうしん 本人を中心としたチ ムの形成</p>	<p>けんりようごしえん ひつよう ひと ほんにん じょうきょう おうじ こうけんなど 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等 かいしまえ ほんにん みちか しんぞく ふくし いりよう ちいき かんけいしゃ 開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、 こうけんなどかいしご こうけんにん くわわらかたち かかわる 後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる たいせいづくり すすめ こうけんにん ちいき かんけいしゃとう きょうりよく にちじょうてき 体制づくりを進め、後見人と地域の関係者等が協力して日常的に ほんにん みまもり ほんにん いし じょうきょう かぎりけいぞくてき はあくし 本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し たいおう しく すす 対応する仕組みづくりを進めます。</p>
<p>せいねんこうけんせいど こうほう 成年後見制度の広報・ けいはつかつどう 啓発活動</p>	<p>せいねんこうけんせいど ほんにん せいかつ まもり けんり ようご じゅうよう しゅだん 成年後見制度が、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段で あることなど、せいど とくちょう りゅういてん かんするけいはつ つとめ せいど 制度の特長や留意点に関する啓発に努め、制度の りかいそくしん ほか ちいき けんりようご かん しえん 理解促進を図ります。また、地域において権利擁護に関する支援の ひつよう ひと ほっけん つと すみ ひつよう しえん つな 必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に繋がります。</p>
<p>そうだんまどぐち めいかくか 相談窓口の明確化と そうきしえん 早期支援</p>	<p>せいねんこうけんせいど りよう そうき だんかい みちか ちいき そうだん 成年後見制度の利用について、早期の段階から身近な地域で相談で きるよう、まどぐちとう たいせい せいび きるよう、窓口等の体制を整備します。</p>
<p>しんじょうほご じゅうじつ 身上保護の充実・ こうけんにしえん 後見人支援</p>	<p>こうけんにん ほんにん いし せんちよう しんじょうほご えんかつ おこな 後見人が本人の意思を尊重した身上保護を円滑に行うことがで きるよう、「チーム」による支援を推進します。また、しんぞくこうけんにとんとう が安心して後見業務に取り組むことができるような相談体制のあり方 あんしん こうけんぎょうむ とりくむ そうだんたいせい かた や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に いし けていしえん しんじょうほご じゅうし こうけんなどかつどう えんかつ 行われるための後見人支援のあり方について、きょうぎ すす 協議を進めます。</p>
<p>たしよくしゅ けんとう ば 多職種による検討の場 の設置</p>	<p>ぎやくたい けんりしんが い たいおう たしよくしゅ けんとう ば せっち および 虐待や権利侵害に対応するため、多職種による検討の場の設置及び しゅく せいび すす 仕組みの整備を進めます。</p>
<p>しょう しゃ ぎやくたい 障がい者への虐待 ぼうし 防止</p>	<p>しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうしょう しょう しゃぎやくたいぼうし そうだんまどぐち しゅうち けいはつ 障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に つと しめまちぎやくたいぼうしとう かいぎ かつよう 努めるとともに、志免町虐待防止等ネットワーク会議を活用し、 かんけいきかんとう れんけいきょうりよくたいせい せいび ほか 関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。 しょう ひと たいするぎやくたい そうきほっけん たいおう じりつ 障がいのある人に対する虐待の早期発見と対応のため、自立 しえんきょうぎかい きのうじゅうじつ ほか 支援協議会などの機能充実に努めます。</p>

第1期成年後見制度利用促進基本計画

<p>しょう しゃ けんりようご 障がい者の権利擁護 の充実</p>	<p>かんけいきかん れんけい しょう しゃ けんりようご ざいさん かんりしえん 関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を すいしん せいねんこうけんせいど にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう かん 推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する けんしゅうかい こうざとう さんか かんしょう せいどおよびじぎょう ふきゅう 研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・ けいはつ すいしん ちいき けんりようご ほうさく 啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについ てけんとう て検討します。</p>
--	---

該当課：福祉課

第6章 第1期志免町再犯防止推進計画

(1) 必要な支援につながる地域づくり

取組	内容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の一体的推進	児童・生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環とし、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進します。
児童生徒の非行の未然防止等	小中学校、高等学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。 問題を抱える少年等の立ち直りを支援するため、学校、警察、児童相談所等と少年サポートチームを編成するなど、関係機関との連携を図り、日常的なネットワーク体制を構築します。
学校等と連携した立ち直り支援	学校に在籍している保護観察対象者に関して、学校と保護司、保護観察所等が緊密に連携して立ち直りを支援します。
少年・若年者に 対する支援	非行のある少年等の立ち直りを支援するBBS会等の活動（スポーツ大会、レクリエーション、社会体験活動等）を、活動場所の提供や必要な費用の助成等により支援します。
薬物依存に関する 治療・支援につな げる取組	薬物依存に関する相談窓口を設置し、保護観察所や更生保護施設と連携して、薬物依存からの回復に取り組もうとする方に対する相談支援を積極的に行います。 法務省と厚生労働省が策定した「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」等に基づき、地域の薬物依存問題について関係者が認識を共有し、治療や支援に協働して取り組むための事例検討会・連絡会議等を定期的を開催します。
薬物事犯者の家族 に対する支援	薬物事犯者の家族に対して、薬物依存症に関する正しい知識や本人との関わり方などに関する相談支援を適切に実施します。

第1期成年後見制度利用促進基本計画

<p>やくぶついぞん かんする 薬物依存に関する</p> <p>てきせつ こうほう けいはつ 適切な広報・啓発</p>	<p>きせいやくぶつ らんよう ほんざいこうい どうじ ちりょう しえん ひつよう せいしん 規制薬物の乱用は、犯罪行為であると同時に、治療や支援が必要な精神</p> <p>しょうじょう りかい ちいき ひろ かんけいきかん じんかんだんたい 症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関・民間団体と</p> <p>れんけい こうほう けいはつかつどう じっし 連携した広報・啓発活動を実施します。</p> <p>まちこうほう ふくおかけんまやく かくせいざい たいまらんようぼうしげつかん →町広報に「福岡県麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止月間（10・11月）」の</p> <p>けいはつき じ けいさい やくぶつらんようもんだい ふきゅう けいはつ おこな 啓発記事を掲載し、薬物乱用問題の普及・啓発を行いました。</p>
<p>さいはんぼうし かん 再犯防止に関する</p> <p>こうほう けいはつかつどう 広報・啓発活動の</p> <p>すいしん 推進</p>	<p>しゃかい あかるく うんどう ほ ごかんざつじよ ほ ごし はじめ じんかん “社会を明るくする運動”を、保護観察所や保護司を始めとする民間</p> <p>きょうりよくしゃ れんけい すいしん 協力者と連携して推進します。</p> <p>がっ さいはんぼうし けいはつげつかん かくしゅかいぎ こうほうし じょう 7月の再犯防止啓発月間において、各種会議や広報誌、インターネット上</p> <p>じょうほうはっしん さいはんぼうし こうほうかつどう しゅうちゅうてき での情報発信などにより、再犯防止についての広報活動を集中的に</p> <p>じっし 実施します。</p> <p>ほ ごしどう きかんちゅう くぼ けいはつかつどう おこな こうほうし →保護司等と期間中にティッシュ配りなどの啓発活動を行い、広報誌や</p> <p>おうだんまく しゅうち おこな 横断幕での周知を行いました。</p>

該当課：学校教育課、健康課、福祉課

(2) 安心して暮らせる地域づくり

取組	内容
<p>じゅうたく 住宅セーフティ</p> <p>せいど かつよう ネット制度の活用</p> <p>そくしん 促進</p>	<p>けいよしやなど たい ふくおかけん れんけい きょじゅうしえんほうじん しょうかい 刑余者等に対して、福岡県と連携しながら、居住支援法人の紹介など</p> <p>じゅうきょかくほ じょうほうていきょう つと 住居確保の情報提供に努めます。</p>

該当課：福祉課

(3) 参加がすすむ地域づくり

取組	内容
<p>しゅうしょく むけた 就職に向けた</p> <p>そうだん しえんどう 相談・支援等の</p> <p>じゅうじつ 充実</p>	<p>じゃくねんしゃ など じゃくねんしゃむ 若年者のためのワンストップセンター（ジョブカフェ）等、若年者向け</p> <p>しえんせいど ほんざい ものとう ねんれい しょくぎょうてきせい ほゆう しかく 支援制度により、犯罪をした者等の年齢、職業適性、保有する資格とい</p> <p>とくせい おうじたてきせつ しゅうしょくそうだん しょくぎょうしょうかい おこな った特性に応じた適切な就職相談・職業紹介を行います。</p> <p>しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん せいかつごんきゅうしゃじりつしえんせいど 障害者就業・生活支援センターや、生活困窮者自立支援制度における</p> <p>しゅうろうじゅんびしえんじぎょう しゅうろうくんれんじぎょう せいかつほ ごじゅきゅうしゃなどしゅうろうじりつそくしん 就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進</p> <p>じぎょう ふくしてきしえんせいど かつよう ほんざい ものとう ねんれい しょう 事業など、福祉的支援制度を活用して、犯罪をした者等の年齢、障がい</p>

第1期成年後見制度利用促進基本計画

	<p>種別、障がいの程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を図ります。</p>
	<p>少年サポートセンター、ハローワーク等と連携して非行少年の就職及び就労の定着を図ります。</p>
	<p>就労支援に関する制度及び支援窓口が、少年や犯罪をした者等にとって一層身近なものとなるように、関係機関と連携して周知・広報に努めます。</p>
<p>犯罪をした者等を雇用する企業等の</p>	<p>県暴力追放運動推進センター等と連携し、暴力団離脱者の受入れに賛同する企業について周知することを通じて、同企業の開拓・確保に努めます。</p>
<p>開拓、社会的評価</p>	<p>地域の課題解決や地域振興に向けた刑務作業の検討、協力に努めます。</p>
<p>の向上</p>	<p>矯正施設における作業や職業訓練等の充実を図るため、刑務所への作業発注を推進します。</p>

該当課：生活安全課、福祉課